

喬木村 簡易検査(抗原定性検査)キット申込書

※申請は郵送等でも可能ですが、受け取りは窓口での受け取りとなります。
また配布予定数に達し次第終了となります。

はじめに以下の注意事項をご確認ください

【注 意 事 項】

- ①この簡易検査キット(抗原定性検査)は、日本国内で医療用に認可された製品ですが、症状がある患者さんに対して医師の管理下で鼻咽頭から検体を採取して検査することで新型コロナウイルス感染症に感染したかどうかの診断に利用されます。
- ②今回は口腔内の唾液を自己採取して検査を行うため、法律上、診断には使用できません。
陽性となった場合は、かかりつけ医または飯田保健所(0265-53-0435)へ連絡し、この簡易検査キットで陽性になった旨を伝え、保健所の指示に従ってください。
- ③検体の採取方法(直前に食事をとった等)によっては、間違った結果(偽陰性や偽陽性)になることがありますので、検体採取のルールは必ず守ってください。
- ④新型コロナウイルスに暴露(ウイルスに感染した日)してから、体内のウイルス量が増えて検査キットが反応するまでに早い方で3日、遅い方だと5日以上かかる場合がありますので、暴露したと思われる日から3日目以降に検査をしてください。
- ⑤冠婚葬祭などで感染拡大地域からの往来者の検査に使用する場合は、到着後すぐに検査し、結果が出てから会合等に参加をした方が安全です。72 時間後にも検査してください。
- ⑥正しく検体採取をすれば検査当日は感染力がないと考えられますが、2日後には他者に移すほどに体内でウイルスが増えているかもしれませんので、「しばらくは安全」とはいえません。**(この検査は陰性の証明にはなりません)**。通常の感染防御は引き続き行ってください。
- ⑦キットの転売や譲渡、検査の様子や結果について SNS 等での発信を禁止します。
- ⑧簡易検査キットは有効期限までに使用することとし、**キットを使用した後はすみやかにアンケートにご回答いただき提出してください。**
- ⑨使用済みの検査キットはビニール袋に入れた上で「燃やすゴミ」として処分してください。未使用の検査キットは返却してください。
- ⑩検査結果は自己判断であり、その結果や検査により生じた損害については自己責任で対処してください。

確認事項 (□に✓印)	<input type="checkbox"/> 上記注意事項に同意の上、申し込みます <input type="checkbox"/> 個人情報について本事業の検査キット配布に使用されることを承諾いたします。
----------------	--

申請者氏名			
住所	喬木村	番地	電話番号
使用者名 ※使用予定者の名前をすべて記入			
使用目的	1. 感染拡大地域との往来があった 2. 冠婚葬祭等により、感染拡大地域から来村する親戚等がいる 3. 倦怠感などがあるものの、診療所等での診療を迷っている 4. 身近な人に陽性者や濃厚接触者が確認されたものの、検査対象にならず不安を感じている 5. その他()		
申し込みキット数 (希望数量に○)	1 個 × <u> </u> 人 = <u> </u> 個		

お問い合わせ先(申請先)

〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村6664 喬木村役場 保健福祉課 健康保険係
電話 0265-33-5125 FAX 0265-33-3679